

岩手県告示第867号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

。

平成24年12月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 久慈市、遠野市及び紫波郡矢巾町
- 2 基本測量を実施する期間 平成24年11月20日から平成25年3月4日まで
- 3 実施する基本測量の種類 基本測量（地理識別子整備業務）